

# NORMA

2026  
1  
JANUARY

社協情報 ノーマ No. 393

## 年頭所感

**「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて  
～「連携・協働の場」としての社会福祉協議会への期待～** 〈p.2〉

社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長 村木 厚子

**地域福祉の推進に向けて  
～市区町村社協の役割と組織基盤強化～** 〈p.2〉

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 委員長 越智 和子

## 特集

**地域で取り組む子ども・若者支援** 〈p.3〉

**事例1** 通信制高校の生徒と取り組む不登校傾向の子どもの居場所支援

茨城県・守谷市社会福祉協議会

**事例2** 地域の力で子どもと家庭を支える ～こども支援事業「ふれふれ」～

埼玉県・鶴ヶ島市社会福祉協議会

## ●社協活動最前線

 〈p.6〉

持続可能な地域コミュニティの実現に向けた広島型地域運営組織「ひろしま<sup>エルモ</sup>LMO」の取り組み  
広島県・広島市社会福祉協議会

## ●住民主体の地域づくり【第7回】

 〈p.8〉

住民の声からはじめる地域の居場所づくり ～大阪市港区社協②～

大阪府・大阪市港区社会福祉協議会

佛教大学 准教授 金田 喜弘氏

## ●気づいて変わる ～社協の職場づくり【第8回】

 〈p.10〉

ご褒美以上のセルフケアを実践しよう ー②

福島県立医科大学 特任准教授 八木 亜紀子氏

## ●仕事に役立つTopics ～福祉の動きを知ろう

 〈p.11〉

住宅セーフティーネット法改正により、  
「居住サポート住宅」の認定制度が始まりました。

## ●紹介します、地域の居場所【第8回】

 〈p.12〉

「限界集落<sup>あけのべ</sup>」としての再生

～大屋町明延区・小林たばこ総合会館の挑戦～

兵庫県・養父市社会福祉協議会



## 年頭所感

### 「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて ～「連携・協働の場」としての社会福祉協議会への期待～

社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長 村木 厚子



新年明けましておめでとうございます。皆さまの今年の御健勝、御多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨年は、災害救助法等の改正により、「福祉サービスの提供」が正式に法制度のなかに位置づけられました。この法改正は、長年にわたり全国の福祉関係者の皆さまが災害時に展開して来られた支援活動の重要性が国として認識された結果です。今後も皆さまと連携しながら、災害時における福祉支援のさらなる拡充と体制の強化に取り組んでまいります。

国では、社会保障審議会福祉部会における社会福祉法改正に向けた検討が行われ、包括的な支援体制の整備や、身寄りのない高齢者等への対応など社協に大きく関わる内容が議論されました。本会では「新たな事業」に関する要望書を提出するなど全国の社協の意見が反映さ

れるよう取り組んできました。これからも住民にとって必要な支援が実現されるよう力を尽くしてまいります。

さて、昨年6月、多くの福祉関係者の皆さまにご協力いただき「全社協 福祉ビジョン2025」(以下、ビジョン2025)をとりまとめました。ビジョン2025は、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、当事者団体、老人クラブ等の社会福祉組織・関係者が2040年に向けて社会環境の変化を見すえ、課題認識を共有しつつ、これまで築きあげてきた社会保障・社会福祉制度を次世代につなげていくための羅針盤です。これからも、全国の社協が「連携・協働の場」として多様な組織・関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造していかれることを期待しております。

今後も本会では、幅広い関係者とのネットワークを活かし、積極的な政策提言と現場実践の推進に取り組んでまいります。引き続き、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

### 地域福祉の推進に向けて ～市区町村社協の役割と組織基盤強化～

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 委員長 越智 和子



令和8年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

昨年、地域福祉推進委員会では、「社会福祉協議会基本要項2025」をとりまとめました。基本要項は、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針です。全国の社協におかれましては、改めて各社協のめざすビジョンや地域のなかでの役割を住民や地域の関係者と協議しながら、地域福祉を推進していただきますようお願いいたします。また、活動・事業の充実や、組織強化を計画的に推進するにあたっては被災者支援や2040年に向けたサービス提供体制等のあり方などの動きにもご留意いただきたいと思います。

そして、国では、身寄りのない高齢者等への支援に

かかる「新たな事業」をはじめとして、社会福祉法改正に向けた議論が進められています。社協は、これまでも権利擁護支援に取り組んでおり、一人ひとりがその人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援を行い、権利侵害の防止や、権利侵害からの回復支援を住民や地域の関係者と連携しながら展開してきました。これからも、全国の社協の皆さまと連携して、住民にとって必要な支援を実現し、持続可能な仕組みが構築されるよう取り組みを進めてまいります。

今後も、地域福祉の推進主体として、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、地域福祉のさらなる推進に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この一年が皆さまにとっても良き年となりますよう祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 地域で取り組む

## 子ども・若者支援



さまざまな理由により学校に行きづらい子どもや、ヤングケアラーなど、子どもたちを取り巻く課題は複雑化・多様化している。社協における子ども・若者への関わりは、高齢者や障害者、生活困窮者等に比べると少ないが、住民や地域の関係者とのネットワーク構築や、個別支援と地域づくりの一体的展開など、社協の強みを活かしながら世帯全体をとらえて支援に取り組むことが期待されている。

本特集では、住民や地域の関係者とともに子ども・若者支援に取り組んでいる事例を通して、社協が果たすべき役割について考える。

事例  
1通信制高校の生徒と取り組む  
不登校傾向の子どもの居場所支援

茨城県・守谷市社会福祉協議会

## 場所の強みと経験の力を活かして

守谷市社会福祉協議会（以下、市社協）では、学校へ行きづらさを抱える子どものための居場所「ほっとあっとStation」が令和7年8月にスタートした。会場は守谷駅近くにある3つの通信制高校である。各校で毎月1回開催し、企画は各学校に委ねている。

通信制高校を拠点とした最大の理由は、生徒の多くが、かつて不登校を経験している点にある。同じ経験をもつ高校生が関わることで、当事者にしか伝えられない安心感と共感が生まれ、「自分もそうだった」と語りかける存在は、不登校の子どもにとっての希望になる。また、年齢が近い「少し年上のお兄さん・お姉さん」という距離感が、子どもたちの心を開く鍵となると考えた。

もともと、通信制高校の生徒とは市内小学校での福祉体験ボランティア等で関わりがあり、市社協として、彼らのさらなる活躍の場を作りたいと考えていた。そのようななか、守谷市が実施した不登校児童生徒に関する調査において、市内のその数の増加が顕著であるという結果を市の担当者から聞いた。加えて、同調査からは、保護者の要望として「勉強中心ではない自由な居場所や世代を超えて交流できる環境が必要」「親子が離れて過ごせる時間がほしい」「不登校経験者の話を聞ける機会がほしい」などがあがっていることを知った。そこで、高校生とともに、不登校傾

向の子どもと保護者に対する居場所を立ちあげた。

居場所では、eスポーツ、卓球、アクセサリーづくり、イラスト制作、縁日など、各校の特色を活かした多彩なプログラムが展開され、高校生が中心となって参加者の子どもたちと交流している。チラシ作成には高校生も加わり、参加者はそのなかから興味のある内容を選ぶ。申し込み不要・出入り自由の形式で自分のペースに合わせて参加可能とした。

大人とも同年代とも異なる関係性が、居場所での自然な交流を促している。参加者の保護者との懇談も実施しており、高校生がピアサポーターとして自身の不登校経験や再登校へのきっかけ、進学までの経緯を語り、それを共有することで、保護者にとっても安心材料となっている。

## ほっとあっとStationによる変化

参加者の多くは、初回は保護者や支援者とともに参加する。なかには、人の多さに不安を感じて入室をためらう子どもがいるが、高校生の何気ない声かけが参加のきっかけとなることがある。例えば、女子児童が不安そうに立ち止まっていた際、ドール風ファッションの高校生が「一緒にプラン工作をやりようよ」と声をかけたことで、参加につながったケースがあった。女子児童にとってその高校生は、キラキラとした憧れの「お姉さん」のような存在となり、一緒

に写真を撮るなど次第に笑顔で活動を楽しむようになった。さらに女子児童から、「次は魔女風の服装をしてほしい」とリクエストがあり、約束をして次回の参加につながった。

不登校の子どもたちにとって、外部の活動に参加することは大きなハードルである。そのような心理的負担があるなかで、高校生たちの温かいサポートと関わりが大きな役割を果たしており、再び参加したいと思えるほどの魅力を感じてもらえている。

高校生も活動を通して成長している。同じ経験がある高校生が関わることの意義や自身の体験が誰かの力になることを理解し、積極的に声をかけられるようになるなど、自信がついたり対人スキルが向上したりする様子が見られ、主体性が育まれている。

また、民生委員・児童委員もボランティアとして参加しており、地域社会への情報発信につながっている。

### 地域全体で進める子どもたちの居場所づくり

不登校支援の難しさは、子どもの強い不安だけでなく、保護者の心身の問題など多層的な要素が含まれている点である。そのため、案内だけでは参加につながらない場合も多い。今後は地域、行政、学校関係者等と緊密に連携し、個別的な働きかけを継続することが必要である。

また、子どもが親と離れて過ごす時間を意識的に設ける支援を重視している。初回は親子で参加しても、2回目以

降は「子どもは参加、保護者は近くで休息」という形を促し、将来的には、子どもが自転車や公共交通機関を利用して自力で参加できるようになることを目標としたい。

事業の継続に向けては、受け入れ側の学校のメリットも明確にすることが大切である。例えばチラシ・ホームページ等での学校のPRや、参加者や保護者とつながりができることなどが学校にとって利点になるのではないかと考えている。また、高校生に対しては、ピアサポート活動を特別活動として認定する仕組みを設け、やりがいを感じられる環境を整備することが重要だと思う。

このように、参加者・高校生・学校のトリプルWINの関係を構築しながら、地域全体で子どもたちの居場所づくりを推進していくことが、今後の大きな目標である。



わせがく高等学校守谷キャンパスのピアサポーターの皆さん

事例  
2

## 地域で子どもと家庭を支える ～こども支援事業「ふれふれ」～

埼玉県・鶴ヶ島市社会福祉協議会

### 鶴ヶ島市の概要

鶴ヶ島市は埼玉県のほぼ中央に位置し、令和6年4月1日現在、人口69,911人の住宅都市である。15歳未満の年少人口は減少し、65歳以上の老年人口は増加しており、少子高齢化が進行している。18歳未満の子ども数は、9,092人であり、令和2年から6年までの5年間で全体的に減少傾向となっている。核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加している。また、母親の就労率が増加しており、共働き家庭が増えている。市内には小学校8校、中学校5校、高等学校1校が設置されているが、少子化の影響により児童生徒数は減少しており、令和9年度には中学校1校が近

隣校と再編される予定である。こうした人口・世帯構造の変化のなかで、地域全体で子どもや家庭を支える仕組みづくりの重要性が一層高まっている。

### 「ふれふれ」誕生の背景

鶴ヶ島市社会福祉協議会（以下、市社協）はこれまで、主に高齢者や障害者を対象とした生活支援を行ってきたが、子ども支援にはあまり関わってこなかった。

令和4年、市こども支援課から、多子世帯で母親に精神疾患があり、子どもが兄弟の世話や家事全般を担っているヤングケアラーの家庭への支援依頼があった。ほかにも、持病のあるひとり親で発達課題のある子どものいる家庭の

支援依頼もあった。両ケースとも、当初は市社協の住民参加型家事援助サービス「ふれあいサービス」で支援活動をしていたが、1時間800円の料金が発生するため、いずれも経済的な理由から継続利用できず支援が終了していた。このようなケースから、支援を必要とする家庭が無料で支援を受けられる仕組みがあれば、より柔軟な支援が可能であると考えた。

そこで、埼玉県社協が実施する「ヤングケアラーとその家族に寄り添うモデル社協支援事業」の助成金を活用し、令和7年1月に「ヤングケアラー・こども支援事業ふれふれ」(以下、「ふれふれ」)を開始した。

### 家事援助や登校付き添いなど、生活に寄り添う支援

「ふれふれ」は、18歳以下のヤングケアラー等およびその属する世帯(以下、利用会員)を対象に、協力会員が生活支援を行う事業である。子ども支援の活動によって、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備に寄与し、福祉の充実を図ることを目的としている。

協力会員は、先に述べた「ふれあいサービス」において登録されている地域住民であり、「ふれふれ」においても同様の有償サービスの仕組みを活用している。利用会員は無料で支援を受け、協力会員には「ふれあいサービス」と同額の費用弁償が助成金から支払われる仕組みである。

活動内容は、食事の支度、掃除、洗濯、買い物、話し相手、見守りなど多岐にわたる。実際の支援では、登下校の付き添い、精神疾患を抱えるシングルマザー家庭での家事援助や声がけ、兄弟の世話を担っている長子への支援など、家庭の状況に応じた柔軟な活動が展開されている。

### 見えてきた課題と変化

事業を実施するなかで、課題も見えてきた。具体的には、関係機関が「ふれふれ」等の利用の必要性を感じ、提案したとしても、保護者が「支援が必要」と認識していない場合、支援につながらないことがある。また、「ふれふれ」の利用期間は基本6か月であるため、その後有料の「ふれあいサービス」へ移行する際、経済的負担により関係が途切れてしまう可能性もある。

一方で、支援の効果は確実に表れている。登校が難しかった子どもが登校付き添い支援で通学できるようになり、学校関係者からは「これで不登校の子がまた一人学校に登校できるようになりました」との声が寄せられた。体調のすぐれない母親からは「協力会員が来る日は元気をもらえる」との言葉があり、掃除支援を受ける家庭では「ファミリー

のような存在」と信頼関係が築かれている。家庭環境が整うことで、家族全体の表情や雰囲気も明るくなる変化が見られる。

### 地域で子どもを支える仕組みへ

「ふれふれ」事業の開始から1年になろうとするなか、想定以上の相談が寄せられたことは、地域に明確なニーズがあることを示している。これまで市社協が深く関わってこなかった子ども分野においても、地域福祉を推進する社協としての新たな役割が見えてきたと感じる。令和5年に市が実施したヤングケアラー調査では、相談相手として「母親」や「友だち」を挙げる子どもが多く、学校関係者や地域の大人に相談する割合は少なかった。さらに、「自分がサポートを必要としているかわからない」と回答する児童生徒も多く、子ども自身の理解を深めるとともに、安心して相談できる体制づくりが重要であると感じている。また、核家族化や共働き、ひとり親世帯の増加により、家庭だけでは支えきれない課題が増えている。地域の住民が互いに手を差し伸べながら支え合う「ふれふれ」のような仕組みは、子どもと家族の生活を守る大切な地域資源である。

今後は、助成金によるモデル事業の段階を超え、安定した支援の仕組みとして継続・定着を図り、地域全体で子どもと家庭を見守る福祉の基盤づくりをめざしていきたい。また、子どもたちが将来の選択肢を狭められることのないよう、その権利を擁護するとともに、孤立や困難に直面した際には、切れ目のない支援により、問題を乗り越えていける地域づくりをご本人や関係機関と一緒に進めていきたい。



ふれふれ事業チラシ

# 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた広島型地域運営組織「ひろしまLMO」の取り組み

## 広島県・広島市社会福祉協議会

広島市は「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づき、市民主体のまちづくりを推進する広島型地域運営組織「ひろしまLMO(エルモ) (以下、LMO)」の設立・運営を支援しており、広島市社協では、市と連携しながら、LMOの立ち上げや活動の支援を行っている。従来の地区・学区社協の活動を活かしながら、多様な主体との連携により地域生活課題への対応を進める取り組みについてお話をうかがった。



被爆の記憶を継承する広島の平和施設

### 社協データ

(2025年4月1日現在)

【職員数】 160人 (正規職員137人、非常勤職員23人)

#### 【主な事業】

- ボランティアセンターに関する事業
- まごころ銀行に関する事業
- 共同募金事業への協力
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 各種資金の貸付に関する事業
- 心配ごと相談事業
- 広島市総合福祉センターの指定管理
- 地域福祉センターの指定管理
- 無料相談紹介事業
- 生活困窮者自立支援事業及び家計改善支援事業
- 生活支援体制整備事業及び介護予防・日常生活支援総合事業

### ひろしまLMO(エルモ) 開始の経緯

広島市では、令和4年2月に「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定し、これに基づき、同年7月からLMOの設立・運営に対する支援を開始した。

LMOの取り組みを開始した背景には、地域コミュニティの活力が低下しているのではないかという課題意識があったという。町内会・自治会加入率の低下や共同募金の募金額の減少、民生委員・児童委員の欠員の増加などが進むなか、実態を把握するため、市が令和2年度に町内会・自治会等実態調査を実施した。この調査を通じて、町内会・自治会や体育協会、女性会、子ども会育成協議会、青少年健全育成連絡協議会といった地域で活動する団体間の連携・協力が不足していること、地域活動に携わる担い手が不足していること、活動拠点の確保や活動内容の充実のための資金が不足していることなどが課題として浮かび上がったのである。LMOは、こうした課題に対応し、多様な主体が連携して地域の課題解決に取り組むことをねらいとして設立が進められ、令和7年11月末現在、広島市内140小学校区のうち、79地域で設立がされている。

また、令和6年9月に創設された国の「指定地域共同活動団体制度」を活用し、LMOへの支援をより一層充実させるため、市は令和7年7月に「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」を施行し、LMOは、地方自治法に基づく指定地域共同活動団体として位置付けられた。

広島市社会福祉協議会(以下、市社協)は、これまで推進してきた地区・学区社協の組織化や活動支援の蓄積を活かし、市と連携してその支援を行っている。

### LMOの目的と地区・学区社協との関係

元々、市社協では、小学校区単位で地区・学区社協の組

織化を推進してきた。近隣ミニネットワークづくりの推進、ふれあい・いきいきサロンの設置、地区ボランティアバンク活動の推進、「福祉のまちづくりプラン」の策定の支援、活動拠点づくり、地域福祉推進委員の設置など、さまざまな支援を通じ、住民主体による福祉のまちづくりを働きかけてきたのである。

しかし、町内会・自治会と同様、地区・学区社協においても担い手の減少や高齢化が課題になっていた。こうした状況に対し、LMOを設立することで、ほかの地域団体や学校、企業、社会福祉法人等との関わりが生まれ、地区・学区社協だけではできない活動・事業が実現できたり参加者が増えたりするなど活動の充実につながったという。

LMOの構成団体として地区・学区社協と町内会・自治会の参加が必須であり、それらを中心として、NPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体と連携して設立される(図)。これまでの地区・学区社協の取り組みを活かしながら、LMOとしてさらに活動を発展させる動きが出てきている。

一例として、安佐南区の毘沙門台学区では、これまでも地区・学区社協として「福祉のまちづくりプラン」を作成し、地域福祉の活動を推進してきたが、LMOの設立を契機に新たなまちづくりの計画として「LMO毘沙門台プラン」を作成した。プランの作成にあたっては地域の幅広い関係者の参加を得て、①高齢者の支えあいの推進、②子ども・子育て支援、③災害に強いまちづくりの推進、④賑わいと魅力のあるまちづくりの推進、⑤DXの推進という5つの部会を設置して検討を進めた。その結果、各団体が行っている高齢者への見守り情報の一元化や子どもの居場所(おかえり広場)の開設、防災マップの充実などさまざまな重点施策が盛り込まれ、計画に基づいて事業が実施されている。



## ひろしま 広島市 (広島県)

中国地方の中核都市であり、政治、経済、文化の中心として発展してきた。1945年8月6日に世界で初めて原子爆弾が投下され、壊滅的な被害を受けたが、市民のたゆまぬ努力により復興を遂げ、現在では「国際平和文化都市」として、世界に平和の尊さを発信している。

【地域の状況】(2025年8月末現在) ●人口/1,169,111人 ●世帯数/587,181世帯 ●高齢化率/26.7%

### LMOへの支援

LMOの設立や運営については、市・市社協が連携して、区単位で毎月定例会議を開き、LMOへの支援について、情報や課題を共有しており、チームとなってバックアップをしている。

市社協との連携について、市コミュニティ再生課の丸子彩氏は「地区社協が今やっていることをベースにLMOを立ちあげている地域が多く、市(区)社協がもっている情報やこれまでの地区・学区社協とのつながりがとても重要」と話す。

LMOの設立にあたっては、地区・学区社協や町内会・自治会などの地域団体、企業などの関係者による対話が重視されており、これらの会議やワークショップの開催、各LMOの中長期計画の作成などに関して、市や市社協の職員がサポートを行う。また、すでにLMOを設立した地域の見学ツアー、LMO会長の派遣事業など、ほかの学区との交流や情報交換も行っている。今年10月には、全市的な交流の場として「ひろしまLMOフェスタ」を開催した。

また、財政的支援としてLMOが作成する中長期計画に基づく地域課題を解決するための取り組みに要する経費を助成している。

活動拠点については、市有施設の使用を希望する場合は、施設所管課と調整するほか、拠点整備、借り上げ料や光熱水費、電話料金などの経費を助成する仕組みもあり、地域課題を解決するための取り組みに要する経費とあわせて年間300万円を上限に助成が行われる。

さらに、LMOは運営助成金を元に、会計事務、資料作成、相談対応を行う事務局員を雇用することができ、その人件費についても年間300万円を上限に助成が行われる。事務局員の人数や募集方法、シフトは各LMOによって異なるが、例えばある学区では、活動団体の元役員等地域をよく知る2名の事務局員をそれぞれ週2日・週3日で雇用しており、勤務時間は10時～15時となっている。

加えて、体育協会や女性会、子ども会育成協議会、地区・学区社協などへの補助金についてLMOに一括して交付する仕組みをつくり、申請手続きを簡略化した。さらに、従来の補助金の内容(補助限度額や対象経費等)を拡充したほか使いきれなかった団体分をほかの活動に利用したり、市の補助対象にはなっていない小規模な団体にLMOの裁量で助成したりするなど、交付金の柔軟な活用が可能になったという。上述の拠点維持費や人件費などの助成も含め、市が市社協の基金に出捐し、市社協がLMOに助成する仕

組みである。市からの直接の補助金でなくなったことにより、繰越が可能になったり、対象経費も拡充されるなど、メリットが増えた。

### 取り組みの効果や地域の変化

LMOの設立により、地区・学区社協以外も含めた地域の活動団体の活性化や事務の効率化、単一の団体ではできなかった新たな活動の実施、若い世代のアイデアの活用などさまざまな変化が生まれている。

具体的な取り組みとして、LMOの構成団体や地域の有志が連携し、認知症カフェに住民の参加を呼びかけ、「多世代カフェ」を定期的に開催したり、構成団体が連携し、小学生から高校生を対象とした子どもの“学習ひろば”を開催している地域もある。これらの活動には住民有志や学生ボランティアなど若い世代が関わっており、地域活動の担い手の発掘・育成につながっている。また、参加者が減少傾向にあった地域の「とんど祭り」の企画を若い世代に依頼し、キッチンカーや子どもが遊べるブースを併設することで活性化した例や、LMOの活動拠点に常駐する事務局員が住民向けの「スマホ・パソコン相談ルーム」を開設して気軽に相談できる居場所が増えた例など、各地域の特徴や課題に応じたさまざまな活動・事業が展開されている。

市社協地域福祉推進課地域連携支援担当の今本貴之氏は、「まずは住民間の交流を増やしていこうという活動が多く生まれています。コミュニティが活性化し、住民や多様な主体が地域に関わることで、市社協が進める地域福祉の基盤も充実していくと思います」と語る。今後さらに、まちづくりと地域福祉の循環により、持続可能な地域へと発展していくことが期待される。



ひろしまLMOのイメージ図

# 住民主体の地域づくり

第7回

本連載では、全国の社協の取り組みをもとにコミュニティワークの展開プロセスとそこに携わる社協職員に必要な視点やポイントについて考えていきます。12月号、1月号は大阪府・大阪市港区社協の事例です。

## 住民の声からはじめる地域の居場所づくり ～大阪市港区社協②～

〈コーディネーター〉 佛教大学社会福祉学科 准教授 金田 喜弘氏  
〈事例提供〉 大阪府・大阪市港区社会福祉協議会 久保 祐一郎氏、岡田 唯奈氏  
〈企画協力〉 東京都・文京区社会福祉協議会、大阪市社会福祉協議会



今回の事例の  
キーワード

住民ニーズ、協議の場、福祉コミュニティ

今回は、住民主体の活動の組織化、ネットワーク構築のポイントについて考えました。今回は、住民の思いを活動につなげていくための意図的な関わりや、福祉の課題を住民と共有していくための取り組みについて考えます。

### 事例概要 地域住民の主体性を基盤にした子どもの居場所の立ちあげに向けた検討

R6年 9月 「B会館で子どもの居場所を開催したい」という声からあがっていることを、地域福祉コーディネーターから相談を受ける。



住民の思い

- ・高齢者の利用が多いB会館を若い世代にも利用してもらいたい。
- ・地域に愛着や関心をもってほしい。

R6年12月 子どもの居場所の立ち上げに向けた検討会 ①

〈参加者〉

女性会、民生委員・児童委員、PTA、子ども会



▶子どもの居場所づくりに取り組む意義、方向性について協議。

R7年 1月 子どもの居場所の立ち上げに向けた検討会 ②

〈参加者〉

女性会、民生委員・児童委員、PTA、子ども会、区まちづくりセンター



▶地域における子どもに関する課題や、気になる子どもの状況についても共有。  
▶まちづくりセンターからは他地域の子ども食堂の状況や補助金の情報提供。

R7年 3月 子どもの居場所の立ち上げに向けた検討会 ③

〈参加者〉

女性会、民生委員・児童委員、PTA、子ども会



▶気になる子どもにも居場所に来てもらえるよう、小学校にも協力を求める。

R7年 5月 子どもの居場所 初開催

現在は、毎月第4土曜日に開催。約20名が参加している。

### 一人ひとりの思いを丁寧に聞き取る



今回の事例では、住民から「子どもの居場所をつくりたい」という声があがったということですが、もう少し具体的に教えていただけますか。



「地域のB会館で子どもの居場所を開きたい」という声は、住民であるCさんからあがったものでした。Cさんは、以前からお寺で子どもの居場所を開催するなど、地域活動に積極的に関わっていた方でした。今回の提案も初めからしっかりした構想をもたれており、Cさんの存在はとても心強かったのですが、一方で、ほかのメンバーの思いをもっと共有することができれば、みんなが主体的に関わりやすくなるのではという思いも、ワーカーとしてもっていました。



地域に対して強い思いをもち、リーダーシップをとれる方がいると、活動の方向性が一気に決まる半面、ほかのメンバーがその思いに共感して一緒に活動できるかという点が課題になることがあります。一人の住民の思いを地

域全体の取り組みへと広げるために、社協職員がどのように関わったのでしょうか。



Cさんのやりたいことが明確に決まっているなかで、社協の立場としてどのように関わるべきか、非常に悩みました。最初に子どもの居場所の立ちあげに向けた検討会が開催された段階では、周りの人たちの思いがわからなかったからです。そのため、2回目の検討会までの間にそれぞれが感じていることを個別に聞きました。実際に話を聞いてみると、嫌な思いをしている人はおらず、皆さんが「やりたい」と考えてくれていることがわかりました。



どんなタイプのリーダーなのか、一緒に活動するメンバーはどのように感じているのかをきちんと把握することがポイントですね。



そのとおりです。社協は、活動に関わる複数の人の思いを把握し、バランスを保ちながら、住民とともに地域づくりを進められるよう意識することが大切だと思います。



重要な視点ですね。今回のように、強い思いがある人がいるなかで活動を立ち上げる時に意識していることはありますか。



強い思いがあるからこそ、方向性が決まる一方で、活動の継続が難しくなるケースもあります。だからこそ、その活動を行うことになった思いや動機をみんなで共有するというプロセスを大切にしています。結果として、同じ方向を歩んでくれる仲間が少しずつ増えることもあります。



活動の中心となる方のリーダーシップによっては、「やらされている」「任せてもらえない」と感じてしまう方もいるかもしれません。地域全体の取り組みにするためには、会議やそれ以外の場でも一人ひとりの声を聞き、思いをすり合わせていくことが重要だと思います。今回の事例では、そういうところを丁寧に取組まれていたと感じました。



実は、別の地域でも同様に子どもの居場所の立ちあげを検討したことがあります。地域をよくしたいのは共通の思いでしたが、活動者それぞれに目的など少し違いがありました。「このまま進んで大丈夫かな？目的のすり合わせが必要かな？」等ワーカーとして介入のタイミングや方法を計っているなか地域の話し合いが進んでいき、活動者同士の意見が合わず、結果的に一旦計画が白紙になってしまいました。



全員が地域のことを真剣に考えているからこそ、折り合いのつけ方が難しいこともありますね。



そうですね。話し合いの場だけでなく、日頃から住民との何気ない会話のなかから、表情を読み取ったりするなど、さまざまな方向にアンテナを張って、情報をキャッチしていくことが大切だと感じました。



職員には住民が言葉にしていらない思いを個々に引き出しながら、それぞれが進めたいと思っている方向性について仮説を立てることが求められます。加えて、それらを踏まえながら、「この地域にどのような活動が必要なのか」と俯瞰的にとらえることも必要だと思います。



職員が第三者的に関わり、住民の思いや願いに寄り添いながら活動を側面的に支援することも大切ということですね。

### 楽しさのなかに福祉的な視点を入れる



2回目の検討会で地域の子どもの現状や、気になる子どもについて話をされていますが、どのような意図がありましたか。



住民の「やりたい」という思いから始めた取り組みですが、イベント的な楽しさで終わらせず、福祉的な要素を入れ込めるのかということがポイントだと考えています。今回の事例では、民生委員・児童委員やPTAの方など、子どもと接する機会の多い方が検討会に参加されていたため、日頃の活動や生活のなかで感じている福祉的な課題についても共有できるように意識的にはたらきかけました。



住民がやりたいことを応援するとともに、地域の福祉課題に気づききっかけをつくっていくことが重要ですね。



地域で起きている困りごとや悩みへの個別支援の事例を伝え、それに対する地域の取り組みを伝えたりすることもあります。



必要な情報を伝えながら、住民自身が福祉課題に気づき、解決に向けて話し合いができるような協議の場を作っていくことが大切です。この協議の場では、個々の思いに向き合うことと、活動全体の方向性を示して前進させていくという2つのアプローチが必要です。両方のアプローチがあってこそ、安心して話し合いができる協議の場になるのではないかと思います。



どの職員が関わったとしても同じ支援ができるよう、社協組織の一員であるという視点をもつことも、その活動が長く続くためのポイントですね。



### 《《《 今回のポイント 》》》》

本事例は、地域住民の声を丁寧に受け止め、対話と協議を重ねながら具体的な実践へと結びつけた点に大きな特徴があります。コミュニティワーカーに求められるのは、まず何よりも地域住民のニーズに基づく姿勢です。生活者が日々の暮らしのなかで抱えている思いや願い、あるいは言語化しにくい「もやもや」をどのようにキャッチし、それを実践につなげるアクションへと展開していくのがカギとなります。そのためには、日常の関係構築が不可欠であり、表面的なニーズだけでなく、「なぜそれに取り組みたいのか」「なぜその関心が高いのか」といった背景や価値観に触れていく姿勢が求められます。

また、一人の強い熱意だけでは実践は前に進みません。いかに多様な住民や関係者がコレクティブ（共同的・集合的）に取り組める状況を生み出すかが、私たちの腕の見せどころです。実践が形になるまでには、対話や協議のプロセスが重要な意味をもちます。会議の場だけでなく、活動場面、会議前後の時間など、日常のなかでいかにその機会をつくり出せるかがポイントとなります。住民のニーズの把握から対話・協議、協働体制づくり、ネットワーク化まで、プロセス全体をデザインしながら実践を生み出すことがコミュニティワーカーのひとつの役割と言えるでしょう。

### 次号予告

次号では、福岡県・筑後市社協の当事者組織の活動に関する事例をもとに、住民主体の取り組みを持続可能な活動にするための支援のあり方を考えます。



# ～社協の職場づくり



社協の活動・事業の広がりや、ニーズの複雑化・多様化のなか、一人ひとりの職員が心の健康を維持しながら力を発揮できるような職場づくりがますます重要になっています。そこで、福島県立医科大学特任准教授の八木亜紀子氏のご寄稿により、職場におけるコミュニケーションやハラスメント、メンタルヘルス対策等についてお伝えしていきます。

## 第8回

# ご褒美以上のセルフケアを実践しよう ②

福島県立医科大学 特任准教授 八木 亜紀子

博士（医療福祉ジャーナリズム学）、福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター、アアライ株式会社

### 》》 人生のサバイバルスキルとしてのセルフケア

何がストレス要因になるか、どのようなストレス反応が表れるかには、大きな個人差があります。そのため、何をするとストレスが解消できるかについても、残念ながら「これなら絶対効く！」という特効薬はありません。長年にわたって元気に働き続けるため、豊かな生活を送るためには、いろいろと試しながら自分に効く方法を自分で見つけるしかないのです。

その大前提として、規則正しい生活習慣と十分な睡眠を心がけましょう。疲れると味の濃い、脂っこいものが欲しくなりますが、塩分、糖分、脂肪分は体内で消化される際に大量のミネラルを使い、かえって疲労感が強まります。疲れている時こそ食べるものに注意しましょう。睡眠の質を確保するためには、できるだけ睡眠のリズムを崩さないように、仕事の日と休日で起床時間の差を2時間以内にす、深酒しない、など心がけましょう。多量の飲酒は睡眠の質を著しく下げることが知られています。

### 》》》 セルフケアのメニューを増やそう

#### ①コントロール度を意識した趣味選び

新しい趣味など気分転換の方法を選ぶ際に意識していただきたいのが、仕事と趣味のコントロール度を変えるということです。コントロール度を変えると、脳の違う部分が活性化されて、効果的にストレスが解消されるといわれています。

仕事が始まる前には「今日の予定はこんな感じ」と思っていたのが、一日終わってみるとイレギュラー対応やほかの人の都合待ちで、全然自分の思い通りに進められなかつ

た、という場合を、仕事のコントロール度が低い、と言います。仕事のコントロール度が低い人が、フットサルや野球のようなチームスポーツを趣味にしていると、せっかく試合を予定したのに人数が揃わなくて流れる、のように、休みの日まで他人の調整に追われることになりかねません。仕事のコントロール度が低い人は、同じスポーツでもジョギングや水泳、ジムのように、自分がやりたいときに一人でもできるものを選ばれるのがよいでしょう。

反対に、一人職場で自分のペースで仕事が進められるような業務の場合を、仕事のコントロール度が高い、と言います。仕事のコントロール度の高い人は、チームスポーツのようなほかの人と交流する趣味を取り入れると、効果的にストレス解消ができるでしょう。

#### ②趣味にもメリハリを

もう一点意識していただきたいのが、すぐできることと企画することを組み合わせる、ということです。例えばジョギングが趣味なら、走りたい時に走るのはもちろんですが、年に数回はロードレースやマラソンに出場する、フットサルなら大きい大会にエントリーする、など、数か月かけて準備することを取り入れましょう。そうすることでメリハリがついて、趣味にも張り合いが生まれます。



# 仕事に役立つ Topics

## 福祉の動きを知ろう



### 住宅セーフティーネット法改正により、「居住サポート住宅」の認定制度が始まりました。

#### 要配慮者が安心して生活を送るための住まいの確保に向けて

近年、単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進むなか、今後、高齢者、低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まるが見込まれています。その一方、賃貸人（大家）のなかには、孤独死の発生や死亡後の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念をもっている方が多くいるのが現状です。

これらを背景として、要配慮者が安心して生活を送るための住まいを確保できるよう、令和6年6月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、改正住宅セーフティーネット法）が公布され、「居住サポート住宅」の認定制度の創設を含めた改正法が令和7年10月1日から施行されました。

#### 「居住サポート住宅」の認定制度とは

「居住サポート住宅」とは、居住支援法人等が賃貸人と連携し、入居中の居住サポート（①ICT等による日常の安否確認②訪問等による見守り③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ等）を行う住宅で、日常生活を営むためにサポートを必要とする住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、居住の安定の確保を図ることを目的としています。

居住サポート住宅の認定を受けるには、賃貸人（大家、不動産事業者など）とサポートを提供する者（居住支援法人、社会福祉法人、NPO法人など）の連名による申請が必要です（賃貸人がサポートも提供する場合は、1者（賃貸人自身）で申請することも可能）。申請者は認定基準等を踏まえて居住安定援助計画（申請様式等）を作成し、自治体に対して申請をし、審査を経て居住サポート住宅として認定されます。主な認定基準として、計画全体に関する基準、居住サポート（ソフト）に関する基準、住宅（ハード）に関する基準、家賃の基準が設けられており（下表）、1戸から申請することが可能です。

居住サポート住宅には、入居者を要援助者（日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者）に限る「専用住宅」と、入居者を限定しない「専用住宅以外＝非専用住宅」の区分があり、それぞれの状況に応じて個別に必要なサポートを受けることが可能です。

現在、「居住サポート住宅情報提供システム」が公開されており、認定された居住サポート住宅に関する情報をWEB上で検索・閲覧することや、認定申請等の手続を行うことが可能です。

#### 今後の課題

社協では、生活困窮者自立相談支援事業や日常生活自立支援事業、地域包括支援センターをはじめとする各種の相談事業、地域福祉活動等において、住まいに関する困りごとを把握する機会があります。また、個別の相談支援を通じて不動産関係者や居住支援法人とのネットワークをもっている場合も多いでしょう。日頃の活動・事業で把握した課題や社会資源に関する情報を行政や福祉関係者、不動産関係者、居住支援団体等と共有し、居住サポート住宅の確保につなげていくことが期待されます。

また、地域の居住支援体制の整備を進める関係者の「つながりの場」として、地方公共団体による居住支援協議会の設置が努力義務化されましたが、令和7年9月末時点で全国166か所にとどまっており、社協から行政に対して設置に向けた働きかけを行うことも重要です。住宅・福祉・司法等の関係者が地域における人的・物的資源を互いに持ち寄り、官民が連携して誰一人取り残さない環境を整えていくことが求められています。



居住サポート住宅  
情報提供システム



居住サポート住宅概要



計画全体に関する基準	○ 専用住宅を1戸以上設けること
サポートに関する基準	○ 要援助者に対して、①1日1回以上の安否確認 ②月1回以上の見守り ③福祉サービスへのつなぎを行うこと ○ 居住サポートの対価が不当に高額でないこと
住宅のハードに関する基準	○ 床面積が18㎡以上であること（既存住宅の場合） ○ 耐震性を有すること ○ 台所、便所、浴室等を設置していること
家賃の基準	○ 家賃が近傍同種の賃貸住宅と均衡を失しないこと

※国土交通省・厚生労働省「居住サポート住宅」事業者向けリーフレットより作成



鏝絵の龍をモチーフにしたオリジナルキャラクター「あけゴン」

# 紹介します、地域の居場所

第8回

## 「限界集楽」としての再生 ～大屋町明延区・小林たばこ総合会館の挑戦～

兵庫県・養父市社会福祉協議会

### 協働の始まり

明延区は、かつて鉱山の町として栄え、最盛期には4,000人以上が暮らしていましたが、昭和62年に閉山。現在は約40人が暮らす「限界集落」です。高齢化率は70%を超え、買い物や移動など暮らしの課題が深刻化しています。

居場所のきっかけは、地域に愛された「小林たばこ屋の看板」でした。当時はたばこの販売のほか、鉱山関係者が集う象徴的な場所でしたが、10年前から空き家となっていました。そのようななか2023年11月、看板に施された左官の鏝絵がSNSで注目を集め、「残してほしい」との声が高まりました。明延区長の「この場所を残したい」という思いも重なり、明延区、NPO法人但馬を結んで育つ会(以下、TMS)、宮崎県三股町社会福祉協議会のコミュニティデザインラボ(以下、コムラボ)、養父市社会福祉協議会(以下、市社協)の4者が協働して再生プロジェクトが始まりました。

4者がつながるきっかけは、市社協がTMSとコムラボの協働事業を見学したことでした。同事業は人口減少、過疎化、孤立・孤独化などの「見えない敵」と対峙し、明るい未来のために医療・介護・福祉・行政等の関係機関が連携して取り組む活動です。「明るい一揆」と称した斬新なキーワードで参加のハードルを下げ、「面白そう・ワクワクする」と感じる仕掛けが随所にありながら、根底には、「住民主体のまちづくり」「福祉の視点」などをひそませている、という点に深く共感しました。そこで、当時話題になっていた「小林たばこ屋」を結節点とし、活用を考える過程で4者のプロジェクトが始動。たばこ屋はTMSの代表が不動産取得しました。まさに“偶然の縁が、地域を変える原動力”となりました。

### 笑顔をつなぐ、小林たばこ総合会館

プロジェクトの目標は、「人口が減っても笑顔で心豊かに暮らせる集落」の実現です。そして、区長の「この集落がたとえ5人になったとしても、みんなに笑っていてほしい」という言葉が、プロジェクトを動かす力となっています。

市社協としては、人口減少地域における“地域再生の実験場”かつ、地域の枠を超え、福祉・デザイン・まちづくりなど多様な分野が交わる“協働の実験場”としても位置づけ、地域の未来を共に描く「明るい一揆」を進めています。資金面では苦労しましたが、クラウドファンディングや補助金、プ

レイベント収益などで約840万円を集めました。

2025年6月、「小林たばこ総合会館」がグランドオープン。住民の店番ボランティアの協力を得て毎週火曜日に開館し、地元野菜や生活用品を扱う「明延購買部」、龍をモチーフにした鏝絵の「あけゴン」グッズを販売する「空想土産屋」を運営しています。オンライン診療「テレビ病院」の設置も準備中です。住民からは「毎週ここに来るのが楽しみ」「当時のにぎわいを思い出す」「たばこ屋がまた息を吹き返したみたい」との声も聞かれ、居場所として、住民同士の温かい交流が生まれています。

### “限界集楽”の挑戦

プロジェクトの大きな特徴は、「地域おこし遠隔隊」の存在です。北海道から宮崎まで14人がオンラインで関わり、デザインや広報、企画運営をサポート。地域の知恵と外部の視点をかけ合わせながら事業を推進しています。

また、空き家再生作業には、地域住民も参加し、「懐かしい」と語りながら解体やDIYに汗を流しました。会館は今、孤立を防ぐ「見守りと交流の拠点」となっています。

そして、この活動を象徴するのが「限界集楽」という言葉です。「限界集落」の「落」を「楽」に変え、「限界を超えて、楽しいを集める場」という願いを込めました。地元を拠点に世界でも活躍する書道家による「限界集楽」の揮毫が会館の襖に掲げられ、集落再生の決意を示しています。

今後は、会館を地域のつながりの拠点として定着させ、この理念をそれぞれの地域にあった形で広めていきたいと考えています。そして、明延から生まれた「限界集楽」の挑戦を通して、人口減少時代の地域福祉の新たな可能性を全国へ届けていきます。



トタン屋根を塗装するDIYボランティア



「あけゴン」のグッズを販売する店番ボランティア

### 編集後記

新年明けましておめでとうございます。皆さま、2025年はどんな年でしたか。わが家は子ども部屋を作るために10年ぶりの断捨離を行いました。卒業アルバムや思い出の品を久しぶりに発見し、眺めながらの作業は時間がかかりましたが、普段はゆっくり見られないものを見られて貴重な時間になりました。

三男は、4月に小学生になります。先日、自分で選んだピカピカのランドセルが届き、うれしそうに背負っていました。「タピオカミルクピー」「テールプ」「エベレーター」など、いまだに言い間違いの多い三男ですが、まだそのままいてほしい気持ちもあり、指摘をせずいます。少しずつできることが増えていく半面、寂しさもある今日この頃です。(森)

### アンケート

今後の企画・編集の参考にさせていただきますので、読者アンケートにご協力ください。

### INFORMATION

#### 案内 地域福祉推進委員会 会議資料

令和7年度開催の地域福祉推進委員会の各種会議資料を公開しましたので、ご覧ください。

※社協の役職員専用ページより閲覧可能。



#### 雑誌紹介 月刊福祉1月号(2026年1月号)

#### 特集:高齢者介護を取り巻く今とこれから

価格:1,170円(税込) B5判 104頁

超高齢社会における高齢者のニーズや介護の今を追い、高齢者介護を支えるうえで核となる介護保険制度の現状と課題を確認しつつ、2040年を見すえた高齢者介護を展開します。

